③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(a)から(c)の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記(a)から(c)の要件を満たしていること。構成員の技術者は下記(a)から(c)、又は下記(a)及び(c)の要件を満たしていること。

(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が65㎡以上の施工経験を有すること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工経験を有すること。

(c)　(a)及び(b)の施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道106号下川井トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。

平成26年９月25日

関東地方整備局長　越智　繁雄

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　掲載日　平成26年９月４日（号外政府調達第167号）

２　変更内容

20ページ　３段目　４　申請の時期

「平成26年９月４日から平成26年10月３日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年10月６日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。」を「平成26年９月４日から平成26年10月７日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年10月８日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。」に、

21ページ　１段目　６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　(2)構成員の技術的要件等　「特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年10月３日において次の要件を満たすものとする。①技術提案の本体主構造がニューマチックケーソン工法の場合は、㋐　ニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上、作業室面積が500㎡以上であること。

技術提案の本体主構造が開削工法の場合は、㋑　土留工法による開削深度が15m以上であること。㋒　構造物内幅が15m以上であること。」を「特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年10月７日において次の要件を満たすものとする。①技術提案の本体主構造がニューマチックケーソン工法の場合は、㋐　ニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上かつ作業室面積が500㎡以上であること。技術提案の本体主構造が開削工法の場合は、㋑　土留工法による開削深度が15m以上であること。㋒　構造物内幅が15m以上であること。ただし、㋑、㋒は同一工事でなくとも良い。」に訂正します。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成26年９月25日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長　野村　善史

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

(1)　品目分類番号　17

(2)　件名　津波・大規模風水害対策車両

(3)　数量　２台

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成26年10月20日10時00分（郵送の場合は必着のこと）

(2)　提出先　〒100―8927 東京都千代田区霞が関２－１－２　消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室広域応援施設係長　鈴木　知基　電話03―5253―7527

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成26年９月25日から平成26年10月20日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 17

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : storm and flood response vehicles (2 set)

(3)　Time limit for the submission of comments : 10 : 00, 20 October, 2014

(4)　Contact point for the notice : Tomoki Suzuki, Mutual Aid Management Office Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency 2―1―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7527